

# 第7期新郷村障がい福祉 (第3期新郷村障がい児福祉) 計画

ともに暮らせる地域づくり

令和6年3月

青森県新郷村



## は　じ　め　に



障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）が平成18年4月に施行されたことに伴い、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、計画期間各年度における障害福祉サービス等の見込量や提供体制の確保などを盛り込んだ障害福祉計画を策定することが市町村に義務付けられました。

本村においても計画を策定し、3年ごとに計画を見直してまいりました。令和3年3月には前期計画である「第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある方もない方も共に暮らせる地域づくりを目指し、福祉社会の構築に向けた各種事業を実施してまいりましたが、このたび、国の基本指針を踏まえ、「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」（令和6年度～令和8年度）を策定いたしました。

本計画は、本村の実情を反映しながら、障がい者が身近な地域で必要な障害福祉サービス等を受けることができるよう、提供体制の整備を進めることなどを掲げた内容となっております。本計画をもとに、障がいのある方にとってこれまで以上に住みよい村づくりを目指して各種施策へ取り組んでまいります。

本計画の策定にあたり、協議を重ね貴重なご助言を頂きました新郷村障害者地域自立支援協議会の委員の皆様と関係機関の方々に心から感謝申し上げます。

結びに、村民の皆様には本計画推進のために、ご理解とご協力をお願い申し上げまして挨拶といたします。

令和6年3月

新郷村長 櫻井雅洋



# 目 次

## 第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本目標	1
3 計画の期間及び進行管理	2
(1) 計画期間	2
(2) 計画の進行管理	2

## 第2章 障がいのある人の現状 3

1 新郷村の人口	3
2 身体障がい者（児）の人数（身体障害者手帳保持者数）	4
3 知的障がい者（児）の人数（愛護手帳保持者数）	5
4 精神障がい者の人数（精神障害者保健福祉手帳保持者数）	6
5 自立支援医療の状況	7
(1) 更生医療	7
(2) 育成医療	7
(3) 精神通院医療	8
6 補装具の支給状況	9
7 障害支援区分認定者の状況	10

## 第3章 成果目標等に関する事項 11

1 福祉施設から地域生活への移行促進	11
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
3 地域生活支援拠点等の整備	12
4 福祉施設から一般就労への移行等	13
5 障がい児支援の提供体制の整備等	14
6 相談支援体制の充実・強化等	15

## 第4章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方針 17

1 障害福祉サービス等の体系	17
2 自立支援給付	18
(1) 介護給付（障害福祉サービス）	18
(2) 訓練等給付（障害福祉サービス）	22
(3) 相談支援	25

3	障害児支援サービス	27
(1)	障害児通所支援	27
(2)	障害児入所支援	29
(3)	障害児相談支援	29
4	地域生活支援事業	30
(1)	理解促進研修・啓発事業	30
(2)	自発的活動支援事業	31
(3)	相談支援事業	31
(4)	成年後見制度利用支援事業	33
(5)	成年後見制度法人後見支援事業	34
(6)	意思疎通支援事業	34
(7)	日常生活用具給付等事業	35
(8)	手話奉仕員養成研修事業	36
(9)	移動支援事業	37
(10)	地域活動支援センター機能強化事業（I型）	38
(11)	その他の事業（任意事業）	38
第5章 計画を円滑に進めるためのその他の施策		40
1	障がい者等に対する虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消の推進	40
(1)	障がい者等に対する虐待の防止	40
(2)	障がいを理由とする差別の解消の推進	40
2	障がい者等の生きがいづくりと社会参加	40
(1)	生きがいづくりへの支援	40
(2)	障がい者の社会参加の促進	41
3	障がいの早期発見のための体制整備等	41
4	難病患者や依存症の方に対する支援	42
5	社会福祉協議会や関係機関との相談体制の連携	42
6	障がい者が安心して生活できる防災対策の推進	42
資料編		43
アンケート調査の集計結果		43
新郷村障害者地域自立支援協議会委員名簿		63

# **第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要**

---



# 第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

平成18年度の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行により、市町村に障害福祉計画の策定が義務付けられ、その後、平成25年度に障害者自立支援法の改正により、新たに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）が施行されました。

平成30年度には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）が施行され、障害児福祉計画の策定についても市町村に義務付けられました。

本村では令和3年3月に「第6期新郷村障がい福祉計画」、「第2期新郷村障がい児福祉計画」を策定していましたが、令和5年度をもって3年の計画期間が終了することから、サービスの提供体制の確保や見込量等の見直しを行い、「第7期新郷村障がい福祉計画」、「第3期新郷村障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

## 2 計画の基本目標

障がいのある人の自立と社会参加を基本として障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定します。

### 1) 障がいのある人が自立への意欲をもって生き生きと暮らせる仕組みづくり

障がいのある人が、自分の自立を考え自分の意見を発信できるよう、環境基盤の整備を推進していきます。

そのために、各障がいの特性を理解し、地域の実態を踏まえたうえで、障がいのある人が真に必要なサービスを受けられるように、情報収集やニーズを十分に把握して、サービスの充実を図ります。

### 2) 障がいのある人の積極的な社会参加の推進

障がいを抱えながらも地域の中でその人らしく生活できるように、外出支援等の日常生活の支援、就労支援の充実を図り、障がい者が社会参加しやすい環境を整備し、村民が障がいの有無に関わらず共に支え合う地域社会を目指します。地域で支える体制を整備します。

### 3) 障がい児の健やかな育成のための支援体制の確保

障がい児本人の最善の利益を考慮し、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図り、地域支援体制の構築に努めます。また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

### 3 計画の期間及び進行管理

#### (1) 計画期間

第7期新郷村障がい福祉計画及び第3期新郷村障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定します。

	H18～H20	H21～H23	H24～H26	H27～H29	H30～R2	R3～R5	R6～R8
新郷村障がい 福祉計画							
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
新郷村障がい 児福祉計画					第1期	第2期	第3期

#### (2) 計画の進行管理

本計画は、障がいのある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、進捗状況を確認しながら、着実に取り組みを進めていくことが必要です。

進行管理については、「新郷村障害者地域自立支援協議会」において、PDCAサイクルにより、1年に1回、実績を把握し分析・評価を行い、必要があると認めるときには計画の変更等の措置を講じます。

## **第2章 障がいのある人の現状**

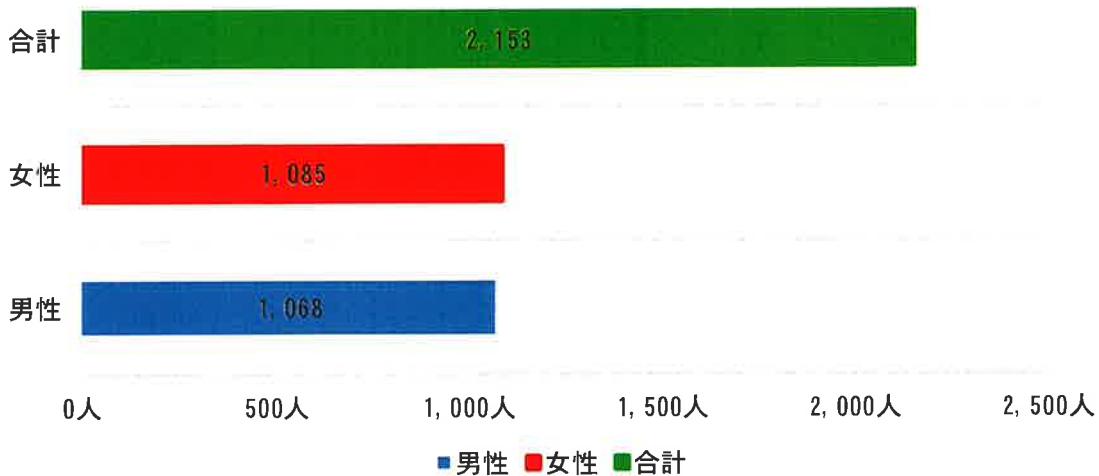
---



## 第2章 障がいのある人の現状

### 1 新郷村の人口

新郷村の人口（令和5年9月30日現在）



#### 【現状】

新郷村の令和5年9月30日現在の人口は2,153人、高齢化率は50.2%となっています。

下表のとおり、人口は減少傾向にあり、高齢化率は令和4年度以降50%を超え、極めて高くなっています。

人口は、自然的要因（出生と死亡人数の差）・社会的要因（転入と転出人数の差）の両方により減少しています。

各年度末における人口・高齢化率・転入・転出・出生・死亡の推移

	人口	高齢化率	転入	転出	出生	死亡
平成30年度	2,458人	46.7%	31人	71人	6人	57人
令和元年度	2,408人	47.4%	43人	47人	6人	52人
令和2年度	2,335人	48.6%	20人	49人	7人	51人
令和3年度	2,272人	49.8%	37人	64人	6人	42人
令和4年度	2,180人	50.1%	31人	60人	6人	69人

※転入・転出・出生、死亡の人数は、人口移動統計調査報告書によるもので翌年度4月1日の人数を含んでいます。

## 2 身体障がい者（児）の人数（身体障害者手帳保持者数）

等級・障がい別にみた身体障がい者数（令和5年9月30日現在）（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	2	1	0	0	1	0	4
聴覚障がい	0	0	0	0	0	6	6
言語障がい	0	0	1	1	0	0	2
肢体不自由	16	18	12	6	3	1	56
内部障がい	27	0	13	7	0	0	47
合計	45	19	26	14	4	7	115

### 【現状】

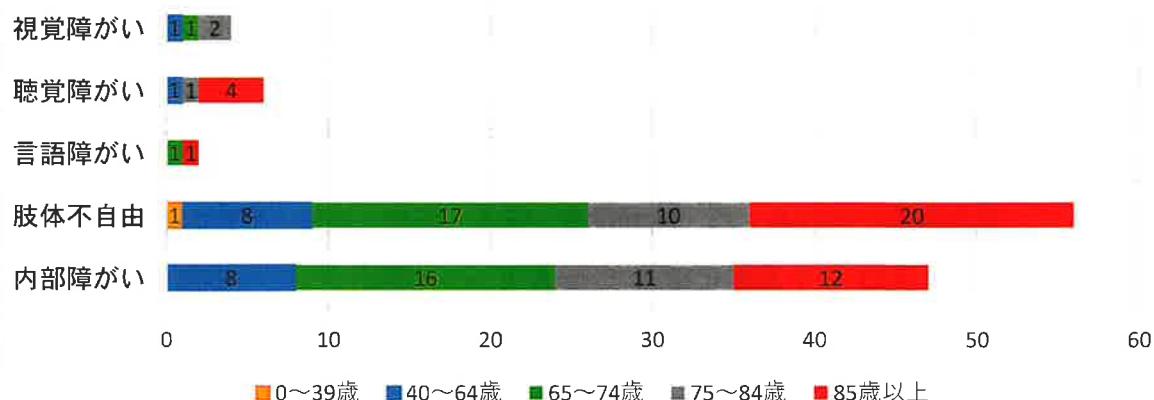
令和5年9月30日現在の身体障害者手帳保持者数は、115人となっています。

障がい別の割合でみると、「肢体不自由」が48.7%、「内部障がい」が41.7%で、両方を合わせると全体の約90%を占めています。

令和5年度中の新規認定は1人、転出が1人、死亡が7人という状況にあり、新規認定を転出・死亡が上回っているため、令和5年9月30日現在では令和4年度末現在より7人減少しています。

身体障害者手帳保持者が高齢であること、人口が減少傾向であることもあり、今後も減少していくと推測されます。

### 年齢別身体障害者手帳保持者数（令和5年9月30日現在）



障がい別にみた身体障がい者数の推移（各年度末）（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	4	4	3	3	4
聴覚障がい	9	8	9	7	6
言語障がい	2	2	2	2	2
肢体不自由	69	71	69	63	59
内部障がい	46	47	47	50	51
合計	130	132	130	125	122

### 3 知的障がい者（児）の人数（愛護手帳保持者数）

等級別にみた知的障がい者数（令和5年9月30日現在）（単位：人）

	愛護手帳等級		合 計
	A	B	
18歳以上	13	15	28
18歳未満	1	0	1
計	14	15	29

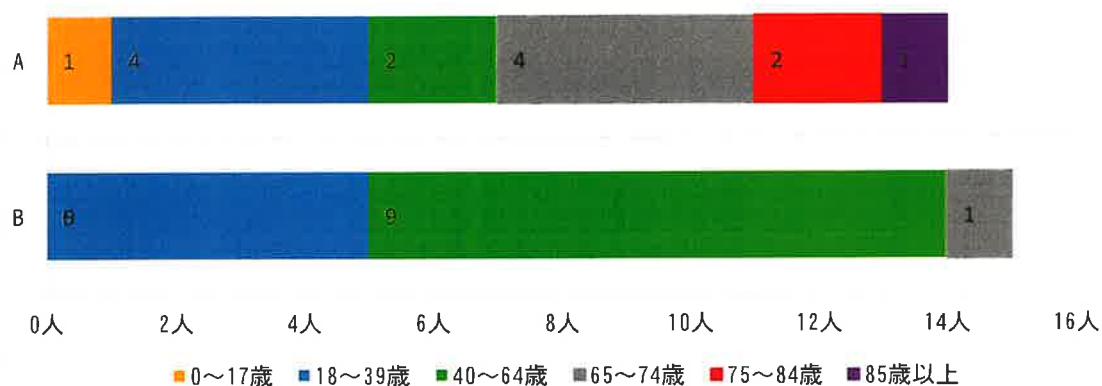
## 【現状】

令和5年9月30日現在の愛護手帳保持者数は、29人となっています。

令和5年度中の新規認定、転入、転出、死亡がないため、令和4年度末現在と手帳保持者数に増減はありません。

愛護手帳保持者の中には高齢な方がいること、新規認定が少ないこともあります。手帳保持者数は横ばい又は減少していくと推測されます。

年齢別愛護手帳保持者数（令和5年9月30日現在）



等級別にみた知的障がい者数の推移（各年度末）（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	17	16	16	16	14
B	17	17	17	17	15
合 計	34	33	33	33	29

#### 4 精神障がい者の人数（精神障害者保健福祉手帳保持者数）

等級別にみた精神障がい者数（令和5年9月30日現在）(単位：人)

精神障害者保健福祉手帳等級			合 計
1級	2級	3級	
10	9	0	19

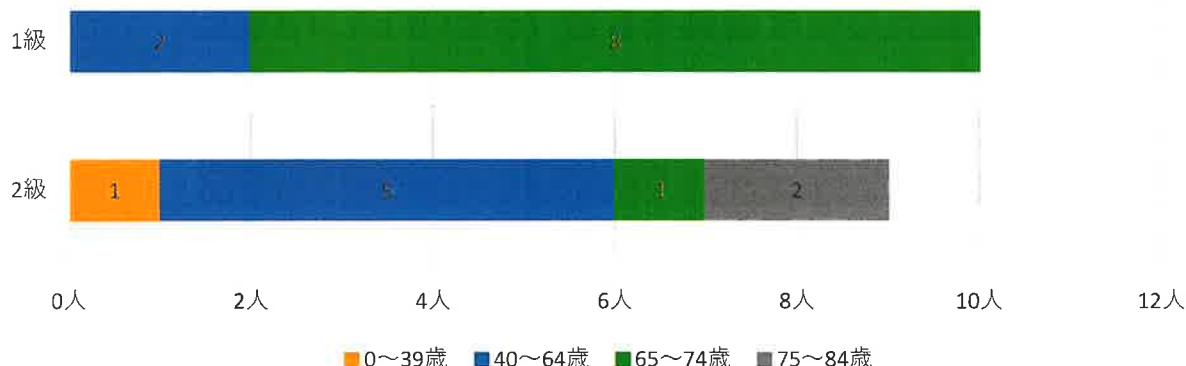
【現状】

令和5年9月30日現在の精神障害者保健福祉手帳保持者数は、19人となっています。

令和5年度中の転入が1人あったため、令和5年9月30日現在では令和4年度末現在より1人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳保持者の中には高齢な方がいること、新規認定が少ないこともあり、手帳保持者数は横ばい又は減少していくと推測されます。

#### 年齢別精神障害者保健福祉手帳保持者（令和5年9月30日現在）



等級別にみた精神障がい者数の推移（各年度末）(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	10	9	9	9	9
2級	8	10	11	11	9
3級	1	1	1	0	0
合 計	19	20	21	20	18

## 5 自立支援医療の状況

自立支援医療制度は、障がいのある人が心身の障がいを軽減して、自立した日常生活・社会生活を行うために必要な医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度のことです。

### (1) 更生医療

更生のために医療が必要な身体障害者手帳所持者で、治療によって確実な治療効果が期待できるものを対象としています。

更生医療給付実人数(令和5年9月30日現在) (単位:人)

更生医療			合計
じん臓	心臓	肢体	
7	1	0	8

【現状】

令和5年9月30日現在の更生医療給付実人数は、8人となっています。

近年の傾向としては、じん臓機能障がいによる人工透析治療や、心臓機能障がいによるペースメーカー移植手術のための新規申請が多くなっています。

更生医療給付実人数の推移(各年度内給付実人数) (単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
じん臓	7	8	9	11	12
心臓	4	3	2	5	6
肢体	1	0	1	0	0
合計	12	11	12	16	18

### (2) 育成医療

18歳未満の身体上の障がいを有する児童及び現存する疾患を放置すると、将来において障がいを残すと認められる児童であって、治療によって確実な治療効果が期待できるものを対象としています。

育成医療給付実人数(令和5年9月30日現在) (単位:人)

育成医療					
視覚障がい	聴覚障がい	そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
0	0	1	0	0	1

【現状】

令和5年9月30日現在の育成医療給付実人数は、1人となっています。

近年では、給付実績が少なく、そしゃく機能障がいのみとなっています。

育成医療給付実人数の推移 (各年度内給付実人数) (単位：人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障がい	0	0	0	0	0
聴覚障がい	0	0	0	0	0
そしゃく機能障がい	1	1	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0	0
内部障がい	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	0

## (3) 精神通院医療

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症(精神分裂病)、精神作用物質による急性中毒、またはその依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患がある方で、通院による精神医療が継続的に必要な病状にあるものを対象としています。

精神通院医療給付実人数（令和 5 年 9 月 30 日現在） (単位：人)

精神通院				合 計
統合失調症	うつ病	てんかん	その他	
6	3	2	5	16

## 【現状】

令和 5 年 9 月 30 日現在の精神通院医療給付実人数は、16 人となっています。

疾患別の割合でみると、統合失調症が全体の 37.5% を占め、最も多くなっています。

令和 5 年度中に転出が 2 人、死亡が 1 人あったため、令和 5 年 9 月 30 日現在では令和 4 年度末現在より 3 人減少しています。

精神通院医療給付実人数の推移 (年度末) (単位：人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
統合失調症	8	7	8	7	7
うつ病	2	4	4	4	4
てんかん	2	2	4	4	4
その他	10	9	7	5	4
合 計	22	22	23	20	19

## 6 補装具の支給状況

補装具とは、身体の欠損、損なわれた身体機能を補完・代替する用具のことをいい、具体的には義肢や装具、補聴器、車いす等が該当します。その購入費、修理費、借受費について自己負担額を減額・免除しています。補装具の支給状況は、以下のとおりとなっています。

補装具支給人数(令和5年9月30日現在)

(単位：人)

補装具								合計	
購入				修理					
義肢	装具	車いす	補聴器	義肢	装具	車いす	補聴器		
0	0	1	2	0	1	0	0	4	

## 【現状】

令和5年9月30日現在の補装具支給人数は、4人となっています。

身体障害者手帳保持者数の状況と同様に、肢体不自由に関連した装具の支給が多くなっています。

補装具支給人数の推移(年度末)

(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
購入	義肢	0	1	0	1	0
	装具	1	1	2	0	1
	車いす	0	1	0	1	0
	補聴器	1	0	3	0	0
	小計(A)	2	3	5	2	1
修理	義肢	0	0	0	0	0
	装具	0	0	2	0	1
	車いす	1	0	0	0	0
	補聴器	0	0	0	1	0
	小計(B)	1	0	2	1	1
合計(A+B)		3	3	7	3	2

## 7 障害支援区分認定者の状況

障がい者の福祉サービスには、介護給付や訓練等給付等があり、利用するためには障害支援区分の認定を受ける必要があります。18歳以上の支援区分認定者の人数は以下のとおりとなっています。

障害支援区分認定者数（令和5年9月30日現在） (単位：人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合 計
区分1	0	0	0	0
区分2	0	1	2	3
区分3	1	4	0	5
区分4	0	4	0	4
区分5	0	1	0	1
区分6	1	2	0	3
合 計	2	12	2	16

【現状】

令和5年9月30日現在の障害支援区分認定者数は、16人です。

障害支援区分認定者のうち75%が知的障がい者であり、最も障害福祉サービスを利用しています。

障害支援区分認定者等の障害福祉サービス利用状況（令和5年9月分） (単位：人)

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合 計
居宅介護	0	0	1	0	0	0	0	1
生活介護	0	0	0	2	3	1	2	8
就労継続支援B型	3	0	2	3	1	0	0	9
療養介護	0	0	0	0	0	0	1	1
共同生活援助	1	0	2	1	0	0	0	4
施設入所支援	0	0	0	3	3	0	2	8
計画相談支援	2	0	0	1	0	1	0	4

区分別にみた障がい支援区分認定者数の推移(各年度末) (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	1	1	1	1	0
区分2	5	5	4	2	2
区分3	2	3	4	5	5
区分4	2	2	2	3	5
区分5	2	2	1	1	1
区分6	3	3	4	4	3
合 計	15	16	16	16	16

## **第3章 成果目標等に関する事項**

---



## 第3章 成果目標等に関する事項

### 1 福祉施設から地域生活への移行促進

国の基本指針項目	関連数値	目標設定に関する考え方等	令和8年度までの目標 (施設から地域生活移行者数) (B)	令和8年度末施設入所者数(A-B)
	(令和4年度末施設入所者数) (A)			
①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する。	8人	8人×6%=0.48人 ↓ 1人	1人	7人

国の基本指針項目	関連数値	目標設定に関する考え方等	令和8年度までの目標 (施設入所者削減数) (B)	令和8年度末施設入所者数(A-B)
	(令和4年度末施設入所者数) (A)			
②令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減する。	8人	8人×5%=0.4人 ↓ 1人	1人	7人

#### 【村の取組】

- ①生活環境の変化に対応するサービスとして自立訓練等の活用、住まいの場を提供するサービスとして共同生活援助（グループホーム）の活用を推進し、令和4年度末時点の施設入所者数（8人）の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを目指します。
- ②①により、令和8年度末までに施設入所者数を令和4年度末時点（8人）から5%以上削減することを目指します。

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### ○国の基本指針項目

- ①令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数を別途定めた式の人数に減少させることを目標とする。
- ②令和8年度における精神病床の退院率については、入院後3ヶ月時点の退院率については68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については84.5%以上、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とする。
- ③令和8年度の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上とする。

**精神病床長期入院患者数の状況（令和5年9月30日現在）（単位：人）**

入院期間	1～4年	5～9年	10年以上	合計
患者数	1	2	3	6

**【村の取組】**

国の基本指針に係る目標設定については、県が所管することとなるため、本村では目標を設定しません。

村としては、精神障がい者が地域で安心して暮らせるように、必要に応じて保健・医療・福祉担当部局が連携し、障害福祉サービス、介護保険サービス等の各種サービスの利用を検討し、支援していきます。

### 3 地域生活支援拠点等の整備

**○国の基本指針項目**

- ①令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む）する。
- ②各市町村において、地域生活支援拠点のコーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築する。
- ③各市町村において、年1回以上運用状況を検証・検討する。
- ④各市町村又は圏域において、強度行動障害(\*1)を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制を整備する。

\*1 強度行動障害は、知的障がいや統合失調症のような医学的診断ではありません。噛みつきや頭突き等の直接的な他害や自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現する状態を指します。

家庭での通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態をいいます。

**【村の取組】**

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて自立生活への移行等の相談、一人暮らしの体験の機会及び場の提供、短期入所による緊急時の受け対応体制の確保、人材の確保等による専門性の確保、サービス拠点等の整備による地域の体制づくりが必要です。

しかし、村内に障がい者支援施設等がなく、令和8年度までに、すぐに対応できるサービス拠点等の整備が難しい状況です。

令和8年度までに、近隣市町村での共同整備の検討の機会がある場合には、積極的に参画します。強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握については、村保健師の家庭訪問や健康相談での情報を障がい福祉担当者と共有し、支援につなげていきます。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針項目	関連数値 (令和3年度の福祉施設から一般就労移行者数)	目標設定に関する考え方等	令和8年度までの目標
			(福祉施設から一般就労移行者数)
①令和8年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。	1人	1人× 1.28=1.28人 ↓ 1人	1人

国の基本指針項目	関連数値 (令和3年度の就労継続支援A型事業から一般就労移行者数)	目標設定に関する考え方等	令和8年度までの目標
			(就労継続支援A型事業から一般就労移行者数)
②①のうち、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業からの一般就労への移行者数を、それぞれ令和3年度の実績の1.31倍、1.29倍、1.28倍以上を目指すこととする。	1人	1人× 1.29=1.29人 ↓ 1人	1人

※令和3年度実績で、一般就労へ移行した実績があるのが、就労継続支援A型事業のみのため、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業の目標は設定しません。

国の基本指針項目	関連数値 (令和3年度の就労定着支援事業利用者数)	目標設定に関する考え方等	令和8年度までの目標
			(就労定着支援事業利用者数)
③①のうち、就労定着支援事業を利用する者が、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。	0人		

※令和3年度実績で、就労定着支援事業利用がないため、目標は設定しません。

##### 【村の取組】

一般就労への移行支援のため、必要に応じて県の就労支援ネットワークの情報提供を行っていきます。

また、生活環境の変化に対応するサービスとして、自立訓練等のサービスの活用を推進していきます。

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### ○国の基本指針項目

- ①令和8年度末までに児童発達支援センター(\*1)を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。地域の実情により、児童発達支援センターを未設置の場合は関係機関との連携のもとで同等の機能を有する体制を整備すること。
- ②令和8年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援(\*2)を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を整備する。
- ③令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保する。
- ④令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

\*1 地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。利用にあたって、手帳の有無は問わない。また、障がい児・家族への相談支援、地域の障がい児を預かる施設への指導・助言を行う。

\*2 障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うもの。支援には訪問支援員が当たる。

### 【村の取組】

- ①児童発達支援センターの設置はできませんが、本村の子育て世帯包括支援センター（母子保健型）の相談機能を活用し、保健師が相談に応じ、各種対応、専門機関との調整を行います。
- ②保育所等訪問支援のサービス提供事業所が圏域内に整備されているため、利用希望があった場合には、障がい児通所支援事業所等と連携し、個々のケースに応じた利用を支援していきます。
- ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が圏域内に整備されているため、利用希望があった場合には、サービス提供事業所と連携し、個々のケースに応じた利用を支援していきます。
- ④協議の場については、圏域で設置済みです。圏域市町と協力しながら、その連携に努めます。医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和8年度末までの設置を目指します。

項目	目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
令和6年度から令和8年度までの医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置目標人数	0人	0人	1人

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### ○国の基本指針項目

- ①令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）し、地域の相談支援体制の強化を図ることを基本とする。
- ②地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

#### 【村の取組】

- ①障がいのある方の総合的・専門的な相談支援を実施できる相談支援事業所が村内にないため、すぐに基幹相談センターを設置することは難しい状況です。令和8年度までに、近隣市町村での共同設置の検討の機会がある場合には、積極的に参画します。
- また、現在、八戸市の3事業所に委託し実施している障がい者出張相談については、これまでの村総合福祉センターでの相談を基本としつつ、新たに相談者の希望により自宅等へ赴く相談体制を整備し、障がいのある方が相談しやすい環境づくりに努めます。

項目	目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
令和6年度から令和8年度までの障がい者出張相談を委託する目標事業所数	3事業所	3事業所	3事業所
相談者の希望により自宅等で障がい者出張を実施できる体制を整備する	実施	実施	実施

- ②個別事例の検討については、新たに検討の場を設けず、サービス提供事業者や障がい当事者が委員として参加している既存の地域自立支援協議会を活用し、必要に応じて地域サービス・社会資源の活用、改善策等を検討します。

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ○国の基本指針項目

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

#### 【村の取組】

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、請求の過誤が多い事項について関係市町村と情報共有し、同じ方向性の指導を行います。

また、県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する集団指導の内容を村と共有します。

### 第3章 成果目標等に関する事項

---

項目	目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
令和6年度から令和8年度までの県と集団指導の内容を共有する回数	1回	1回	1回

## **第4章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方針**

---



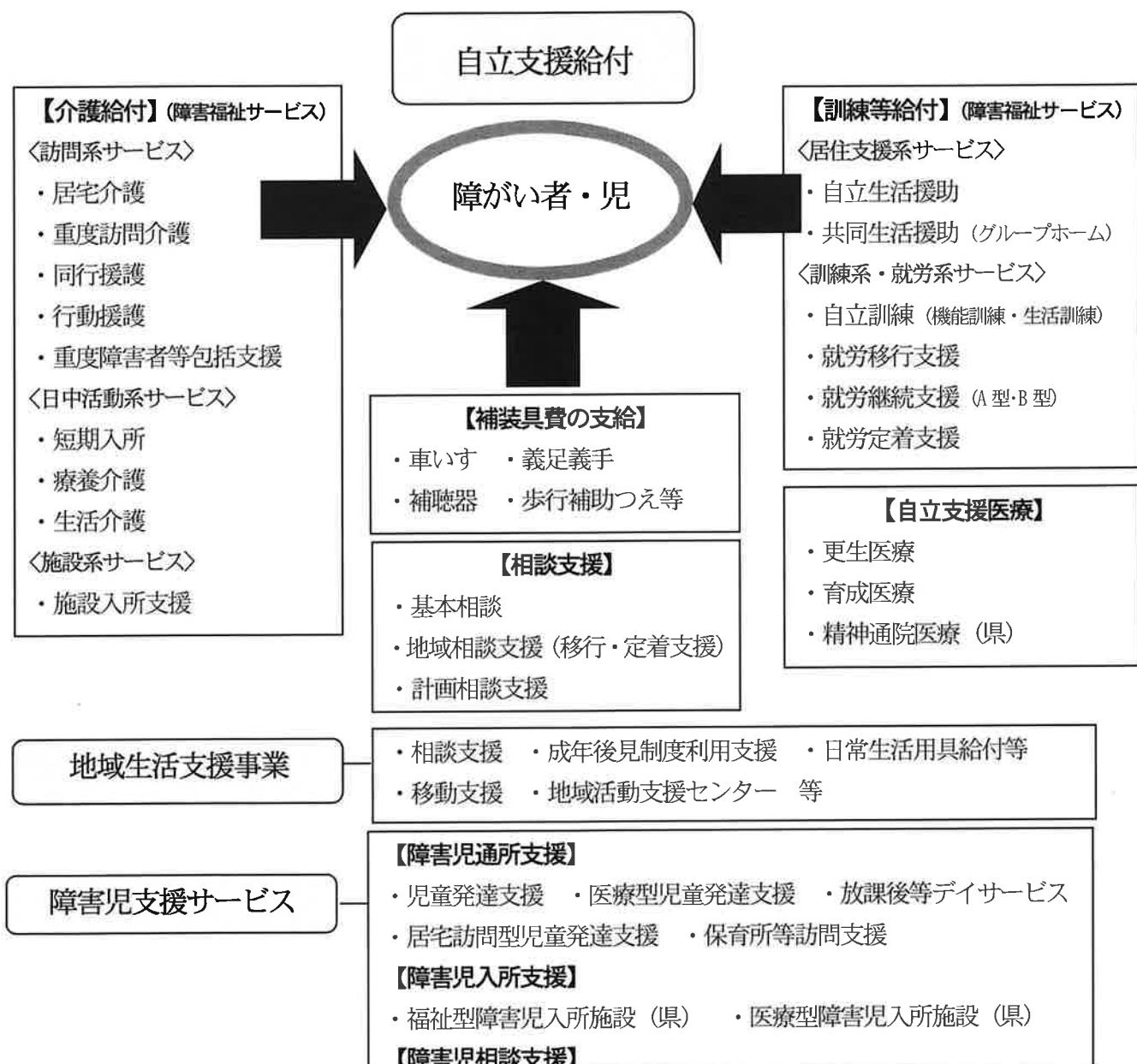
## 第4章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方針

### 1 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法サービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に大別されます。「自立支援給付」は、個々の障がいのある人の障がいの程度や勘案すべき事項を踏まえて個別に支給決定が行なわれるもので、「介護給付」「訓練等給付」「相談支援」「自立支援医療」「補装具」があり、このうち「介護給付」「訓練等給付」をあわせて「障害福祉サービス」といいます。

また、児童福祉法に基づく18歳未満の障がい児に対して行う、「障害児通所支援」「障害児入所支援」「障害児相談支援」は「障害児支援サービス」といいます。障害児入所支援は児童相談所などで相談を受け、県が実施します。

「地域生活支援事業」は、市町村が柔軟に実施できるものであり、「相談支援」「コミュニケーション支援」「移動支援」「地域活動支援センター」などがあります。



## 2 自立支援給付

### (1) 介護給付（障害福祉サービス）

#### 1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、訪問を受けて在宅で支援を受けるサービスであり、下記のサービスがあります。

##### サービスの種類

###### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事を行います。

###### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、又は重度の知的障がい者若しくは重度の精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

###### ③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

###### ④ 行動援護

知的障がい、精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。

###### ⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が著しく高い人に居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

### ■ サービス提供実績（見込）

訪問系サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績見込
居宅介護	時間/月 人/月	2.2時間 0.9人	2.4時間 1人	6時間 1.5人
重度訪問介護				
同行援護		0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人
行動援護				
重度障害者等包括支援				

※時間/月：1か月当たりの利用時間数

人/月：1か月当たりの利用人数



### ■ サービス見込量

訪問系サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月 人/月	9.5時間 2人	9.5時間 2人	9.5時間 2人
重度訪問介護				
同行援護		0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人
行動援護				
重度障害者等包括支援				

※網かけしているサービスは、障がい児も利用できるサービス。以下、同様。

#### 【今後の方針】

##### ・居宅介護

グループホームに入居している知的障がい者の方1人が、通院介助のために月1～2回、2～2.5時間利用していますが、今後も利用の継続が見込まれます。

また、入浴介助のために月1人、月7時間の利用が見込まれるため、令和6年度から令和8年度までの見込量をそれぞれ、1月2人、1月9.5時間、としました。

##### ・重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護以外のサービスについては、近年、利用実績がないこと、アンケート調査で重度の視覚障がい者や知的障がい者等で家族等の支援者がない方の利用希望がないため、利用見込みがありません。

## 2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスであり、下記のサービスがあります。

### サービスの種類

#### ① 短期入所（ショートステイ）

自宅で生活している障がい者を介護する方が、疾病等により自宅で介護を受けられなくなった場合に、短期間、施設に入所し、入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

#### ② 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。

#### ③ 生活介護

常に介護を必要とする方に、日中、施設において入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

### ■ サービス提供実績（見込）

日中活動系 サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績見込
短期入所	人日分/月 人/月	0人日分 0人	0人日分 0人	3.1人日分 0.5人
療養介護	人/月	1人	1人	1人
生活介護	人日分/月 人/月	132.2人日分 7.7人	127.2人日分 7人	147.5人日分 7.8人

※人日分/月：1か月当たり利用日数

人/月：1か月当たりの利用人数



### ■ サービス見込量

日中活動系 サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	人日分/月 人/月	5.3人日分 0.8人	5.3人日分 0.8人	5.3人日分 0.8人
療養介護	人/月	1人	1人	1人
生活介護	人日分/月 人/月	152人日分 8人	152人日分 8人	152人日分 8人

### 【今後の方針】

#### ・短期入所

新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度まで利用を控えている状況にありましたが、今後は徐々に利用再開が見込まれます。現在の支給決定者3人が、3ヶ月に1回程度、1回に7日程度利用することを見込み、令和6年度から令和8年度までの見込量をそれぞれ、1月0.8人、1月5.3人日分としました。

障がい者の社会適応の場の提供、介護者の休養の機会となるように利用を促していきます。

#### ・療養介護

現在1人が入所中で退所の見込みがなく、また、医療と常時介護を必要とする重度の障がい者の把握もないといたため、現状継続で1人を見込みました。

#### ・生活介護

実績で1月7人から8人の利用で、1月135.6人日分の利用であったことから、令和6年度から令和8年度までの見込量を1月8人、1月152人日分としました。

## 3) 施設系サービス

### サービスの種類

#### ① 施設入所支援

主に夜間や休日、施設において入浴・排せつ・食事の介護等を行います。また、生活等に関する相談・助言、その他日常生活上の支援を行います。

### ■ サービス提供実績（見込）

施設系 サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績見込
施設入所支援	人/月	8人	8人	8人

※人/月：1か月当たりの利用人数



### ■ サービス見込量

施設系 サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	8人	8人	7人

### 【今後の方針】

#### ・施設入所支援

実績で1月8人の利用で、近年、入・退所に大きな変動がないため令和6年度から令和7年度までの見込量を8人としました。国の方針も踏まえて、令和8年度に福祉施設から地域生活へ移行する方、1人分の利用の減少を見込み7人としました。

施設入所支援利用者が、就労継続支援事業等を利用した後に、一般就労を希望した場合には、県の就労支援ネットワークの情報提供を行う等、地域生活へ移行するために支援していきます。

## (2) 訓練等給付（障害福祉サービス）

### 1) 居住支援系サービス

居住支援系サービスは、住まいの場に関するサービスであり、下記のサービスがあります。

#### サービスの種類

##### ① 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、定期的な巡回訪問や随時の相談や要請などに対応し、必要な助言や医療機関等との連絡調整、生活環境の整備を行います。

##### ② 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間の共同生活を営む住居において、相談やその他日常生活上の援助を行います。また、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

#### ■ サービス提供実績（見込）

居住支援系 サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績見込
自立生活援助	人/月	0人	0人	0人
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	5人	4.8人	4人

※人/月：1か月当たりの利用人数



#### ■ サービス見込量

居住支援系 サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0人	0人	0人
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	4人	4人	5人

#### 【今後の方針】

##### ・自立生活援助

近年、利用実績がないこと、アンケート調査で利用意向がないため利用見込みはありません。

##### ・共同生活援助（グループホーム）

実績で1月4人から5人の利用であったこと、現在の入居者が4人であることから、令和6年度から令和7年度までの見込量を1月4人としました。國の方針も踏まえて、令和8年度に福祉施設から地域生活へ移行する方、1人分の利用の増加を見込み5人としました。

## 2) 訓練系・就労系サービス

訓練系・就労系サービスは、地域生活に向けての訓練や就労能力に応じて日中活動の場を提供するサービスであり、下記のサービスがあります。

### サービスの種類

#### ① 自立訓練（機能訓練）

主に身体障がい者に対し、日中、施設において一定期間、身体機能の向上・維持のためにリハビリテーションを行います。

#### ② 自立訓練（生活訓練）

主に知的障がい者又は精神障がい者に対し、日中、施設において一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する 65 歳未満の方に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ④ 就労継続支援（A型＝雇用型）

一般企業等での就労が困難な方に対し、雇用契約に基づき、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ⑤ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な方に対し、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ⑥ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に対し、企業や自宅等への訪問等により、就労に伴う生活リズムや家計等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

#### ⑦ 就労選択支援（新規サービス、令和7年10月から創設される）

就労継続支援（B型）新規利用希望者等に対して、事務や生産活動などを2週間から2か月程度、試行する場を提供し、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を実施します。

### ■ サービス提供実績（見込）

訓練系・就労系 サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績見込
自立訓練（機能訓練）	人日分/月 人/月	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人
自立訓練（生活訓練）	人日分/月 人/月	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人
就労移行支援	人日分/月 人/月	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人
就労継続支援（A型）	人日分/月 人/月	17.8 人日分 0.8 人	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人
就労継続支援（B型）	人日分/月 人/月	188.4 人日分 10.1 人	181.2 人日分 9.9 人	186.6 人日分 10 人
就労定着支援	人/月	0 人	0 人	0 人

※人日分/月：1か月当たり利用日数

人/月：1か月当たりの利用人数



### ■ サービス見込量

訓練系・就労系 サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	人日分/月 人/月	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人
自立訓練（生活訓練）	人日分/月 人/月	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人	22.4 人日分 1 人
就労移行支援	人日分/月 人/月	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人	22.4 人日分 1 人
就労継続支援（A型）	人日分/月 人/月	22.4 人日分 1 人	22.4 人日分 1 人	0 人日分 0 人
就労継続支援（B型）	人日分/月 人/月	186.6 人日分 10 人	186.6 人日分 10 人	200.0 人日分 11 人
就労定着支援	人/月	0 人	0 人	0 人
就労選択支援	人日分/月 人/月		0 人日分 0 人	3.7 人日分 0.2 人

**【今後の方針】****・自立訓練（機能訓練）**

近年、利用実績がないこと、アンケート調査で利用意向がないため利用見込みはありません。

**・自立訓練（生活訓練）**

近年、利用実績がないため令和6年度から令和7年度の利用見込みはありません。令和8年度の見込量は、國の方針も踏まえて福祉施設から地域生活へ移行する方が生活能力の向上のために利用することを見込み、1月1人、1月22.4人日分としました。

**・就労移行支援**

近年、利用実績がなく現在も利用者がないため、令和6年度から令和7年度の利用見込みはありません。令和8年度の見込量は、アンケート調査の利用意向・職業訓練を受けたいという意向も踏まえて、1月1人、1月22.4人日分としました。

**・就労継続支援（A型）**

令和6年度からの利用意向の相談があるため、令和6年度から令和7年度までの見込量を1月1人、1月22.4人日分としました。令和8年度の見込量は、國の方針も踏まえて就労継続支援（A型）利用者が一般就労へ移行することを見込み、0人としました。

**・就労継続支援（B型）**

実績で1月10人の利用で、1月185.4人日分の利用であったことから、令和6年度から令和7年度までの見込量を1月10人、1月186.6人日分としました。令和8年度の見込量は、新規利用者を1人見込み、1月11人、1月200人日分としました。

**・就労定着支援**

近年、利用実績がないこと、アンケート調査で利用意向がないため利用見込みはありません。

**・就労選択支援**

令和7年10月からの新規サービスですが、就労継続支援（B型）の新規利用者を令和8年度に1人見込んでいるため、就労選択支援についても1月0.2人、1月3.7人日分の利用を見込みました。

**（3）相談支援**

相談支援は、障害福祉サービス等に関する困りごとに対する基本相談のほか、障がい者が福祉サービスを受けるときや、施設や精神科病院から地域へ移行するときに、相談を受けサービス等の利用計画の作成等の支援をする下記のサービスがあります。

なお、基本相談については、障害福祉サービスに関する日々の相談であり基本的事項であるため、見込量は記載しません。

**サービスの種類****① 地域相談支援（地域移行支援）**

施設入所者や退院可能な精神障がい者に、住居の確保やその他の地域生活へ移行するための支援を行います。

## ② 地域相談支援（地域定着支援）

居宅において単身で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して緊急の事態などが生じたときの必要な支援を行います。

## ③ 計画相談支援

福祉サービスを受ける障がい者が対象で、相談支援専門員が心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用する障害福祉サービス等の種類と内容等を定めた「サービス等利用計画案」を作成し、サービス提供事業者と連絡調整等を行います。

### ■ サービス提供実績（見込）

相談支援の サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
地域相談支援 (地域移行支援)	0人	0人	0人
地域相談支援 (地域定着支援)	0人	0人	0人
計画相談支援	19人	19人	19人

※年度末時点の利用人数



### ■ サービス見込量

相談支援の サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域相談支援 (地域移行支援)	0人	0人	1人
地域相談支援 (地域定着支援)	0人	0人	0人
計画相談支援	20人	20人	20人

### 【今後の方針】

#### ・地域相談支援（地域移行支援）

近年、利用実績がなく現在も利用者がないため、令和6年度から令和7年度の利用見込みはありません。令和8年度の見込量は、精神科病院へ入院中の方が退院・地域生活へ移行するために利用することを見込み、1人としました。

#### ・地域相談支援（地域定着支援）

近年、利用実績がなく現在も利用者がないため、令和6年度から令和8年度の利用見込みはありません。

・計画相談

実績で19人の利用で、令和6年度から令和7年度まで就労継続支援（A型）の新規サービス利用者を1人見込んでいるため、20人としました。令和8年度は、就労継続支援（A型）利用者が一般就労し1人減少となります。就労移行支援の新規サービス利用者を1人見込んでいるため、令和8年度も20人としました。

### 3 障害児支援サービス

#### （1）障害児通所支援

障害児通所支援は、児童福祉法に基づく18歳未満の障がい児を対象とする通所・訪問サービスであり、下記のサービスがあります。

##### サービスの種類

###### ① 児童発達支援

未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

###### ② 医療型児童発達支援

肢体不自由のある障がい児に対して、理学療法等の機能訓練又は児童発達支援を医学的管理下で行います。

###### ③ 放課後等デイサービス

小、中、高等学校に就学している障がい児に対して、授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

###### ④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等のため、外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、発達支援を行います。

###### ⑤ 保育所等訪問支援

障がい児が保育所、その他の集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

#### ■ サービス提供実績（見込）

障害児通所支援の サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績見込
児童発達支援	人日分/月 人/月	0人日分 0人	0人日分 0人	0人日分 0人
医療型児童発達支援	人日分/月 人/月	0人日分 0人	0人日分 0人	0人日分 0人
放課後等デイサービス	人日分/月 人/月	45.8人日分 2.4人	57.3人日分 3人	34.6人日分 2人

居宅訪問型児童発達支援	人日分/月 人/月	0人日分 0人	0人日分 0人	0人日分 0人
保育所等訪問支援	人日分/月 人/月	0人日分 0人	0人日分 0人	0人日分 0人

※人日分/月：1か月当たり利用日数　人/月：1か月当たりの利用人数



### ■ サービス見込量

障害児通所支援の サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分/月 人/月	0人日分 0人	0人日分 0人	0人日分 0人
医療型児童発達支援	人日分/月 人/月	0人日分 0人	0人日分 0人	0人日分 0人
放課後等デイサービス	人日分/月 人/月	33人日分 2人	33人日分 2人	33人日分 2人
居宅型訪問児童発達支援	人日分/月 人/月	0人日分 0人	0人日分 0人	0人日分 0人
保育所等訪問支援	人日分/月 人/月	0人日分 0人	0人日分 0人	0人日分 0人

### 【今後の方針】

#### ・児童発達支援

現在、利用者がなく対象年齢の児童の相談もないため、令和6年度から令和8年度の利用見込みはありません。アンケート調査で利用意向があったものの、利用対象の年齢ではありませんでした。

#### ・医療型児童発達支援

現在、利用者がなくアンケート調査による利用意向、相談もないため、令和6年度から令和8年度の利用見込みはありません。

#### ・放課後等デイサービス

実績で1月2~3人の利用で1月45.9人日分の利用であったこと、利用意向の相談もなく、現在2人の利用者があることから、利用継続を見込み令和6年度から令和8年度までの見込量を1月2人、1月33人日分としました。

#### ・居宅訪問型児童発達支援

現在、利用者がなくアンケート調査による利用意向、相談もないため、令和6年度から令和8年度の利用見込みはありません。

#### ・保育所等訪問支援

現在、利用者がなくアンケート調査による利用意向、相談もないため、令和6年度から令和8年度の利用見込みはありません。

## (2) 障害児入所支援

障害児入所支援は、児童福祉法に基づく18歳未満の障がい児を対象とする入所サービスであり、下記のサービスがあります。

### サービスの種類

#### ① 福祉型障害児入所施設

入所施設において、障がい児の保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を支援します。県が実施するサービスであり、現在、入所している障がい児もないため、サービス提供実績、サービス見込量は記載しません。

#### ② 医療型障害児入所施設

医療施設において、医療依存度の高い障がい児の保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を支援します。県が実施するサービスであり、現在、入所している障がい児もないため、サービス提供実績、サービス見込量は記載しません。

## (3) 障害児相談支援

### サービスの種類

#### ① 障害児相談支援

障害児通所支援等のサービスを受ける障がい児が対象で、相談支援専門員が心身の状況、その置かれている環境、障がい児又はその保護者の障がい児通所支援等の利用に関する意向等を勘案して、利用するサービス等の種類と内容等を定めた「障害児支援利用計画案」を作成し、サービス提供事業者と連絡調整等を行います。

### ■ サービス提供実績（見込）

障害児相談支援の サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績見込
障害児相談支援	人	3人	2人	2人

※人：年度末時点の利用人数



### ■ サービス見込量

障害児相談支援の サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	2人	2人	2人

### 【今後の方針】

#### ・障害児相談支援

現在2人の利用で、令和6年度から令和8年度まで障害児支援の新規サービス利用者を見込んでいないため、2人としました。

## 4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある方が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある方への福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として必要な事業を実施します。

地域生活支援事業には、下記のとおりの事業があります。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター機能強化事業（I型）
- (11) その他の事業（任意事業）
  - ① 訪問入浴事業
  - ② 自動車改造費助成事業
  - ③ 日中一時支援事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるための研修・啓発活動を実施し、障がいのある方、障がいのない方の共生社会の実現を図ります。

#### ■ 事業実績（見込）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
理解促進研修・啓発事業	未実施	未実施	未実施



#### ■ 事業実施目標・見込量等

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

### 【今後の方針】

- ・理解促進研修・啓発事業

村民が、障がい特性、障がい者が困っていること等を正しく理解できるように、パンフレット等の毎戸配布を実施し、共生社会の実現を目指します。

### (2) 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民による自発的な活動を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

#### ■ 事業実績（見込）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
自発的活動支援事業	未実施	未実施	未実施

### 【今後の方針】

- ・自発的活動支援事業

現在、村に障がい者の家族会や支援団体等がないため、令和6年度から令和8年度までの目標は設定しませんが、設立された場合には、活動を支援していきます。

### (3) 相談支援事業

地域生活支援事業における相談支援事業は、障がい児・者及びその介護を行う方等からの相談に応じ、一般的な相談のほか、計画相談支援等の対象とならない必要な情報提供等の援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

#### 事業の種類

##### ① 障がい者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに支援区分認定が難しい事例も積極的に対応します。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、他の障がい者等の権利擁護のために必要な支援を行います。

具体的には、福祉サービスの利用のための相談、情報提供、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、地域自立支援協議会の運営等を行います。

##### ② 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等に保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応、地域の相談支援体制の強化を図ります。

### ③ 住宅入居等支援事業（住居サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等の支援、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。

#### ■ 事業実績（見込）

相談支援事業の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
①障がい者相談支援事業			
ア. 障がい者相談支援事業 (委託事業所数)	実施 (3事業所)	実施 (3事業所)	実施 (3事業所)
イ. 地域自立支援協議会の設置 (設置数)	実施 (1ヶ所)	実施 (1ヶ所)	実施 (1ヶ所)
②基幹相談支援センター等機能強化事業 (委託事業所数)	実施 (3事業所)	実施 (3事業所)	実施 (3事業所)
③住宅入居等支援事業（住居サポート事業） (委託事業所数)	実施 (3事業所)	実施 (3事業所)	実施 (3事業所)



#### ■ 事業実施目標・見込量等

相談支援事業の種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①障がい者相談支援事業			
ア. 障がい者相談支援事業 (委託事業所数)	実施 (3事業所)	実施 (3事業所)	実施 (3事業所)
イ. 地域自立支援協議会の設置 (設置数)	実施 (1ヶ所)	実施 (1ヶ所)	実施 (1ヶ所)
②基幹相談支援センター等機能強化事業 (委託事業所数)	実施 (3事業所)	実施 (3事業所)	実施 (3事業所)
③住宅入居等支援事業（住居サポート事業） (委託事業所数)	実施 (3事業所)	実施 (3事業所)	実施 (3事業所)

#### 【今後の方針】

##### ・障がい者相談支援事業

八戸市内の3事業所への事業委託を令和6年度から令和8年度まで継続していきます。現在、3事業所の持ち回りで、月に1回、予約制により村総合福祉センターで「障がい者出張相談」を実施できる体制を整備していますが、令和6年度からは、希望により自宅等を訪問して相談を受けることとし、より相談しやすい体制を整備します。

地域自立支援協議会は、令和6年度から令和8年度まで1ヶ所の設置を継続し、相談支援事業所が参画する体制を継続していきます。また、必要に応じて会議を開催し、障がい者のための各種施策を検討していきます。

- ・基幹相談支援センター等機能強化事業  
精神保健福祉士等の専門的な職員の配置のもと、令和6年度から令和8年度まで相談支援事業を八戸市内の3事業所に委託し継続していきます。
- ・住宅入居等支援事業（住宅サポート事業）  
障がい者の家族等の高齢化により、住宅の賃貸契約の際の保証人がなく入居が困難な障がい者等が希望する場で生活できるように、八戸市内の3事業所への事業委託を令和6年度から令和8年度まで継続していきます。

#### （4）成年後見制度利用支援事業

知的障がい者又は精神障がい者のうち、身寄りがない等の理由により、村が家庭裁判所に対して後見開始の審判を申し立てる場合に、申し立て費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

##### ■ 事業実績（見込）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績見込
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0	0



##### ■ 事業実績目標・見込量等

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0	1

##### 【今後の方針】

- ・成年後見制度利用支援事業  
家族の高齢化や単身者の増加に伴い、今後、利用者が見込まれるため、令和6年度から令和8年度まで事業を継続していきます。障がい者相談支援事業を活用しながら、その環境を把握し、障がい者の権利擁護を図ります。

### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、法人後見実施団体等に研修、その他の支援を行います。

#### ■ 事業実績（見込）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
成年後見制度 法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施

#### 【今後の方針】

- 成年後見制度法人後見支援事業

現在、村に法人後見実施団体や実施を目指している団体がないため、令和6年度から令和8年度までの目標は設定しません。現在、八戸圏域で実施法人が1つあるため、圏域内での共同で研修等を実施する機会がある場合には、参画します。

### (6) 意思疎通支援事業

視覚、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのために意思疎通を図るために支障がある方に、手話通訳等の方法により障がい者と他の方との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

#### ■ 事業実績（見込）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実施	実施	実施



#### ■ 事業実施目標・見込量等

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実施	実施	実施

#### 【今後の方針】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

本村の重度の視覚、聴覚、言語機能、音声機能の障がいのある方が少ないため、令和6年度から令和8年度までの手話通訳者・要約筆記者の派遣件数の見込量は記載しませんが、今後も支援できる体制を整備するため、青森県ろうあ協会との委託契約を継続していきます。

## (7) 日常生活用具給付等事業

重度の障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより日常生活の便宜を図ることを目的としています。

日常生活用具には、下記の種類があります。

### 日常生活用具の種類

#### ① 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マット等、障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に使用する椅子等の用具。

#### ② 自立生活支援用具

入浴補助用具や歩行補助つえなど、障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。

#### ③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具。

#### ④ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。

#### ⑤ 排せつ管理支援用具

ストーマ用装具等、障がい者（児）の排せつ管理を支援する用具。

#### ⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がい者（児）居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う。

### ■ 事業実績（見込）

支援用具	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
①介護・訓練支援用具	0件	0件	0件
②自立生活支援用具	0件	0件	1件
③在宅療養等支援用具	0件	0件	0件
④情報・意思疎通支援用具	0件	0件	0件
⑤排せつ管理支援用具	32件	23件	44件
⑥住宅改修費	0件	0件	0件



### ■ 事業実施目標・見込量等

支援用具	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護・訓練支援用具	0件	0件	0件
②自立生活支援用具	0件	0件	1件
③在宅療養等支援用具	0件	0件	0件
④情報・意思疎通支援用具	0件	0件	0件
⑤排せつ管理支援用具	44件	44件	44件
⑥住宅改修費	0件	0件	1件

#### 【今後の方針】

- 日常生活用具給付等事業

自立生活支援用具は、令和3年度から令和5年度までで、1件の給付実績見込みで件数が少ないため、令和8年度の見込量を1件としました。

排せつ管理支援用具の令和3年度から令和5年度までの実績が、全てストーマ用装具（畜便袋）であり実給付人数は、3人から4人となっていることから、令和6年度から令和8年度までの各年度の実給付人数の見込みを4人としました。また、給付件数の見込量を1人当たり11件としました。

住宅改修費は、令和3年度から令和5年度まで給付実績見込みがありませんが、令和8年度の見込量は、國の方針も踏まえて福祉施設から地域生活へ移行する方が利用することを見込み、1件としました。

### (8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話をを行うことできる手話表現技術を習得した、手話奉仕員の養成を行います。

### ■ 事業実績（見込）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
手話奉仕員養成研修事業	未実施	未実施	未実施

#### 【今後の方針】

- 手話奉仕員養成研修事業

現在、村に重度の聴覚障がい者、言語障がい者がないこと、研修の実施要望もないため、令和6年度から令和8年度までの実施目標は設定しませんが、重度の聴覚障がい者等の増加や研修実施の要望がある場合には、ろうあ協会等に委託し研修を実施します。

### (9) 移動支援事業

障がいがあり、1人で外出することが困難な方に、社会生活を営む上で必要な外出及び余暇活動等の社会参加のために、外出するときの移動の支援を行います。

#### ■ 事業実績（見込）

移動支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
実利用人数	0人	1人	1人
延べ利用時間(年)	0時間	12時間	12時間
委託事業所数	2事業所	2事業所	2事業所



#### ■ 事業実施目標・見込量等

移動支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	2人	2人	2人
延べ利用時間(年)	24時間	24時間	24時間
委託事業所数	2事業所	2事業所	2事業所

#### 【今後の方針】

##### ・移動支援事業

令和4年度、令和5年度の実利用人数が1人で延べ利用時間が12時間であること、利用相談があったことから、令和6年度から令和8年度までの見込量をそれぞれ実利用人数2人、延べ利用時間を24時間としました。また、利用できる事業所を選択できるように、令和6年度から令和8年度までの委託事業所数を2事業所で継続していきます。

現在の移動支援事業は、原則1週間前までに利用の予約が必要となっています。今後は、障がい者の移動支援策として、緊急で医療機関を受診したい場合のタクシー費用の助成を検討していきます。

### (10) 地域活動支援センター機能強化事業（I型）

障がいのある方等を対象に創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置により福祉および地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解普及啓発等を行う事業です。

#### ■ 事業実績（見込）

地域活動支援センター機能強化事業（I型）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
利用者数	0人	0人	0人
委託事業所数	3事業所	3事業所	3事業所



#### ■ 事業実施目標・見込量等

地域活動支援センター機能強化事業（I型）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込
利用者数	1人	1人	1人
委託事業所数	3事業所	3事業所	3事業所

#### 【今後の方針】

##### ・地域活動支援センター機能強化事業（I型）

現在、本事業の対象となる方があるため、令和6年度から令和8年度までの利用者数の見込量をそれぞれ1人としました。

障がいの特性に合わせた活動の場の提供のため、令和6年度から令和8年度までも、八戸市内の3法人に事業を委託し継続していきます。また、障がい者を総合的に支援していくため、相談支援事業と併せて実施することを委託の条件とし、事業を実施していきます。

### (11) その他の事業（任意事業）

その他の事業（任意事業）には、下記のとおりの事業があります。

#### 事業の種類

##### ① 訪問入浴サービス事業

歩行が困難で、移送に耐えられない等の事情がある身体障がい者（児）の生活を支援するため、訪問入浴車を派遣し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的としています。

##### ② 自動車改造費助成事業

身体障がい者の社会活動への参加の促進を図ることを目的として、自動車改造費の助成を実施します。

##### ③ 日中一時支援事業

障がい者（児）の日中における活動の場を提供するとともに、日常的にケアする家族の一時的な休息・就労支援を目的としています。

### ■ 事業実績（見込）

その他の事業（任意事業）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
訪問入浴サービス事業	0人	0人	0人
自動車改造助成事業	0人	0人	0人
日中一時支援事業	0人	0人	0人

単位：延べ利用人数



### ■ 事業実施目標・見込量等

その他の事業（任意事業）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	0人	0人	0人
自動車改造助成事業	0人	0人	0人
日中一時支援事業	1人	1人	1人

#### 【今後の方針】

##### ・訪問入浴サービス事業

現在、対応できる事業所がなく、利用相談もないため、令和6年度から令和8年度までの利用見込量を0人としました。

##### ・自動車改造助成事業

近年、利用実績がなく、現在、利用相談もないため、令和6年度から令和8年度までの利用見込量を0人としました。

##### ・日中一時支援事業

近年、利用実績はないものの、アンケート調査で介護者が親、配偶者・パートナー、子、孫、兄弟・姉妹という回答結果があったため、障がい者（児）を日常的にケアする家族等の休息・就労支援として、令和6年度から令和8年度までの見込量をそれぞれ1人としています。障がい者（児）、その家族の利用ニーズを把握し、適切な事業の利用を促していきます。



## **第5章 計画を円滑に進めるためのその他の施策**

---



## 第5章 計画を円滑に進めるためのその他の施策

### 1 障がい者等に対する虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消の推進

#### (1) 障がい者等に対する虐待の防止

虐待が疑われる通報があった場合には、速やかに障がい者等の安全の確認や事実確認を行うとともに、庁内関係職員、障がい福祉サービス事業所、その他関係機関と連携し、適切に対応します。また、地域自立支援協議会を活用し、最終的な対応方針を決定します。

#### (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律で、障がい者等に対する「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」は差別であると規定するとともに、対象となる障がい者等は、障がい者手帳の所持者に限られるものではないとしています。

このことについて正しく理解するとともに、差別の解消に向けた啓発活動に努めます。

### 2 障がい者等の生きがいづくりと社会参加

#### (1) 生きがいづくりへの支援

障がいのある方が個々に応じた方法で、多様な活動や交流が行える機会の場の提供を図ります。

また、それらの活動に参加するための移動手段等についても支援し、豊かな余暇を過ごすことができるよう、支援体制を整備します。

#### ■ 関連事業

##### ① 地域活動支援センター機能強化事業（I型）

※第4章4（10）を参照。

##### ② 移動支援事業

※第4章4（9）を参照。

## (2) 障がい者の社会参加の促進

障がいのある方が友だちや仲間をつくり、生活がより充実したものになるよう、障がいのある方ない方、世代や地域の枠を越えてふれあう機会がある地域づくりを目指します。

また、村及び各自治会のイベント等に障がいのある方が参加しやすいよう、会場近辺に駐車スペースの確保、バリアフリーに対応したトイレの整備促進等、主催者側へ障がいのある方への対応を促し、多くの地域住民と交流、ふれあいのための参加が実現できるよう努めます。

### ■ 関連事業

#### ① 障がい者スポーツ大会

各種競技を通じてスポーツに親しみ、交流を深め、障がいのある方の自立と社会参加の促進となるよう、参加について周知を行います。

## 3 障がいの早期発見のための体制整備等

妊娠から就学まで、継続した健康診査・歯科検診・保健指導を実施し、障がいを早期発見するための機会を設けます。また、多様化する育児不安等への支援をするとともに、正常な心身の成長・発達を確認し、疾病や障がいに対応した適切な治療や訓練に結びつけることによって、障がいの軽減や基本的生活能力の向上を図っていきます。

障がい等による「育てにくさ」などにも保育園をはじめとする関係機関との連携を密にし、正しい知識の提供・福祉サービスの情報提供を行っていきます。

### ■ 関連事業

#### ① 妊婦・乳幼児健康診査

- 妊婦委託健康診査の受診券を14回分交付します。
- 乳児～就学前まで（乳児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児、就学児）継続した健診（検診）を行い、健全な発育を支援します。
- 健診で要精密検査と判定された児のフォローを徹底し、異常の早期発見・早期治療に努めます。

#### ② 相談体制の充実

- 子育て世代包括支援センターが妊娠届時から子育て期まで、継続的に相談対応し、必要な支援につなげるなどの調整を行い、育児不安の解消や早期支援を行います。
- 母と子の栄養教室（乳幼児健康相談）や予防接種相談日などの相談体制を充実し、育児不安の解消を図ります。
- 全妊婦及び全新生児を訪問します。

#### ③ 関係機関との連携及び情報の共有

- 新郷村就学に係る情報交換会、五戸地区教育支援委員会を通じ、早期療育のため、保健、福祉、学校との連携を強化します。

## 4 難病患者に対する支援

平成25年度から障害福祉サービスの対象者として、難病患者が加わりました。難病の方は、障がい者手帳を所持していない場合でも、医師の診断等により対象疾病が確認されると、サービスが利用できるため、難病の方への支援体制の強化に努めます。

また、村保健師や関係機関と連携し、村内の難病患者の把握に努め、地域で安心して暮らせるような、サービス提供や情報提供に努めます。

## 5 社会福祉協議会や関係機関との相談体制の連携

障がい福祉についての啓発や指導、障がいのある方への地域支援体制を整備していくため、村の社会福祉協議会や関係機関との相談体制の連携を図ります。

### ■ 関連事業

#### ① 心配ごと相談（社会福祉協議会事業）

福祉の向上を図るため、月に1回、広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ適切な助言、援助を行います。障がい福祉関係の相談があった場合には、村へ情報を提供します。

#### ② 村民相談員

村で委嘱した相談員が、週に2回、村民の日常生活における総合的相談に応じ、適切な助言、指導を行います。障がい福祉関係の相談があった場合には、村担当課へ情報を提供します。

## 6 障がい者が安心して生活できる防災対策の推進

避難行動要支援者台帳への登録の意向確認を進め、災害時の避難支援の必要の有無を確認します。また、台帳登録者の情報を防災関係機関等へ提供し、災害時に避難支援が必要な方の情報共有を行います。

災害時に、重度の障がい者等の受入先として福祉避難所が設置された場合の対応として、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を策定し、受入施設と共有します。

また、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管する「救急医療情報キット」を避難行動要支援者台帳への登録した方へ配布し、災害時に備えて必要な物品等の確認や準備を行っておくよう、防災意識を啓発します。



## 資料 編

---



## アンケート調査の集計結果

### ① 調査目的等

障がいのある方の生活実態やサービス利用見込み、意見・要望を把握し、「第7期新郷村障がい福祉計画」、「第3期新郷村障がい児福祉計画」の策定のための参考資料とする目的として、アンケート調査を実施しました。

### ② 調査対象者

65歳未満の身体障がい者手帳、愛護手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者、精神疾患系の医療機関長期入院者

### ③ 調査方法及び調査時期

郵送発送、持参回収、令和5年8月10日～令和5年9月8日

### ④ 調査票の配布、回収状況

区分	対象者数	回収数	回収率
身体障がい者手帳	18人	11人	61.1%
愛護手帳	15人	10人	66.7%
精神障がい者保健福祉手帳（長期入院者含む）	10人	5人	50.0%
全 体	43人	26人	60.5%

## 問1 お答えいただくのは、どなたですか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
本人	8人	3人	4人	15人
本人の家族	2人	5人	1人	8人
家族以外の介助者	1人	2人	0人	3人
合 計	11人	10人	5人	26人

## 問2 あなたの年齢をお答えください。(令和5年8月1日現在)

年齢区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
0~5歳	0人	0人	0人	0人
6~14歳	0人	1人	0人	1人
15~17歳	0人	0人	0人	0人
18~19歳	0人	1人	0人	1人
20~29歳	0人	1人	1人	2人
30~39歳	0人	2人	0人	2人
40~49歳	2人	4人	2人	8人
50~64歳	9人	1人	2人	12人
合 計	11人	10人	5人	26人

## 問3 あなたの性別をお答えください。

男女別	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
男	6人	5人	0人	11人
女	5人	5人	5人	15人
合 計	11人	10人	5人	26人

## 問4 あなたがお住まいの地区はどこですか。

地区別	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
戸来地区	5人	5人	0人	10人
小坂地区	1人	1人	0人	2人
川代地区	0人	1人	3人	4人
西越地区	3人	0人	1人	4人
その他(病院、施設等)	2人	3人	1人	6人
合 計	11人	10人	5人	26人

## 問5 (1) 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
親	3人	6人	2人	11人
配偶者・パートナー	3人	0人	2人	5人
子、孫、兄弟・姉妹 とその配偶者	2人	0人	1人	3人
祖父母	0人	2人	1人	3人
その他の親族	0人	1人	0人	1人
友人・知人	0人	1人	0人	1人
1人暮らし	2人	1人	0人	3人
その他	2人	2人	1人	5人
合 計	12人	13人	7人	32人

## 問5 (2) 暮らしている場所

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
一般の住宅	9人	7人	4人	20人
グループホーム	1人	2人	0人	3人
福祉施設(障がい者 支援施設)	0人	1人	0人	1人
福祉施設(高齢者 施設)	1人	0人	0人	1人
病院(入院中)	0人	0人	1人	1人
その他	0人	0人	0人	0人
合 計	11人	10人	5人	26人

## 問6 (1) 今後は、誰と暮らしたいですか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
親	3人	2人	2人	7人
配偶者・パートナー	2人	0人	2人	4人
子、孫、兄弟・姉妹 とその配偶者	2人	0人	1人	3人
祖父母	0人	0人	0人	0人
その他の親族	0人	0人	0人	0人
友人・知人	0人	1人	0人	1人
1人暮らし	2人	3人	0人	5人
その他	2人	4人	1人	7人
合 計	11人	10人	6人	27人

## 問6 (2) 今後、暮らしたい場所

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
一般の住宅	9人	3人	4人	16人
グループホーム	1人	4人	0人	5人
福祉施設(障がい者 支援施設)	0人	3人	0人	3人
福祉施設(高齢者 施設)	0人	0人	0人	0人
病院(入院中)	0人	0人	0人	0人
その他	1人	0人	1人	2人
合 計	11人	10人	5人	26人

## 問7 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。

## ①食事

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
ひとりでできる	7人	5人	3人	15人
一部介助が必要	2人	4人	1人	7人
全部介助が必要	1人	1人	1人	3人
合 計	10人	10人	5人	25人

## ②トイレ（排泄）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
ひとりでできる	7人	6人	2人	15人
一部介助が必要	2人	3人	3人	8人
全部介助が必要	1人	1人	0人	2人
合 計	10人	10人	5人	25人

## ③入浴

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
ひとりでできる	5人	5人	3人	13人
一部介助が必要	4人	3人	2人	9人
全部介助が必要	1人	2人	0人	3人
合 計	10人	10人	5人	25人

## ④着替え

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
ひとりでできる	7人	7人	4人	18人
一部介助が必要	2人	2人	1人	5人
全部介助が必要	1人	1人	0人	2人
合 計	10人	10人	5人	25人

## ⑤身だしなみ

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
ひとりでできる	8人	6人	3人	17人
一部介助が必要	2人	2人	2人	6人
全部介助が必要	1人	2人	0人	3人
合 計	11人	10人	5人	26人

## ⑥家の中の移動

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
ひとりでできる	7人	9人	4人	20人
一部介助が必要	2人	0人	1人	3人
全部介助が必要	1人	1人	0人	2人
合 計	10人	10人	5人	25人

## ⑦外出

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
ひとりでできる	7人	4人	3人	14人
一部介助が必要	2人	3人	1人	6人
全部介助が必要	1人	3人	1人	5人
合 計	10人	10人	5人	25人

## ⑧家族以外の人との意思疎通

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
ひとりでできる	7人	3人	4人	14人
一部介助が必要	2人	5人	1人	8人
全部介助が必要	1人	2人	0人	3人
合 計	10人	10人	5人	25人

## ⑨お金の管理

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
ひとりでできる	7人	2人	2人	11人
一部介助が必要	1人	4人	2人	7人
全部介助が必要	2人	4人	1人	7人
合 計	10人	10人	5人	25人

## ⑩薬の管理

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
ひとりでできる	7人	3人	2人	12人
一部介助が必要	1人	4人	3人	8人
全部介助が必要	2人	3人	0人	5人
合 計	10人	10人	5人	25人

## 問8 あなたを介助してくれる方は主にだれですか。

(問7で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた方にお聞きします。)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
①親	0人	5人	1人	6人
②配偶者・パートナー	1人	0人	1人	2人
③子、孫、兄弟・姉妹とその配偶者	2人	0人	1人	3人
④祖父母	0人	0人	0人	0人
⑤その他の親族	0人	0人	0人	0人
⑥友人・知人	0人	1人	0人	1人
⑦ホームヘルパーや施設の職員	3人	4人	1人	8人
⑧その他（ボランティア等）	0人	1人	0人	1人
合 計	6人	11人	4人	21人

## 問9 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。（問8で①～⑤と答えた方にお聞きします。）

## ①年齢

年齢区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
～30歳	0人	0人	0人	0人
30～39歳	0人	0人	0人	0人
40～49歳	1人	1人	1人	3人
50～59歳	1人	2人	0人	3人
60～64歳	0人	0人	0人	0人
65～74歳	0人	2人	1人	3人
75～84歳	0人	0人	0人	0人
85歳～	0人	0人	0人	0人
合 計	2人	5人	2人	9人

## ②性別

男女別	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
男	1人	0人	1人	2人
女	1人	5人	1人	7人
合 計	2人	5人	2人	9人

## ③健康状態

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
よい又はふつう	2人	5人	2人	9人
よくない	0人	0人	0人	0人
合 計	2人	5人	2人	9人

問10－1 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	持っていない
6人	2人	2人	0人	0人	1人	11人	13人

問10－2 身体障害者手帳をお持ちの場合の主たる障がいをお答えください。

視覚障がい	1人
聴覚障がい	1人
盲ろう（視覚障がいと聴覚障がいの重複）	0人
音声・言語・そしゃく機能障がい	0人
肢体不自由	6人
内部障がい	3人
合 計	11人

問11 あなたは愛護手帳（療育手帳）をお持ちですか。

A判定	B判定	合計	持っていない
4人	6人	10人	14人

問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

1級	2級	3級	合計	持っていない
1人	4人	0人	5人	19人

問13 あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
受けている	1人	1人	0人	2人
受けていない	10人	9人	5人	24人
合 計	11人	10人	5人	26人

問14 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
ある	0人	3人	0人	3人
ない	9人	7人	5人	21人
合 計	9人	10人	5人	24人

問15 あなたは強度行動障害があると言われたことがありますか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
ある	0人	1人	0人	1人
ない	11人	9人	5人	25人
合 計	11人	10人	5人	26人

問16 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
ある	2人	0人	0人	2人
ない	9人	10人	5人	24人
合 計	11人	10人	5人	26人

問17 その関連障害をお答えください。（問16であると答えた方にお聞きします。）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
視覚障がい	0人	0人	0人	0人
聴覚障がい	0人	0人	0人	0人
音声・言語・そしゃく機能障がい	0人	0人	0人	0人
肢体不自由	2人	0人	0人	2人
内部障がい	0人	0人	0人	0人
合 計	2人	0人	0人	2人

## 問18 あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
気管切開	0人	0人	0人	0人
人工呼吸器 (レピレーター)	0人	0人	0人	0人
吸入	1人	0人	0人	1人
吸引	0人	0人	0人	0人
胃ろう・腸ろう	1人	1人	0人	2人
鼻腔経管栄養	0人	0人	0人	0人
中心静脈栄養 (IVH)	0人	0人	0人	0人
透析	1人	0人	0人	1人
カテーテル留置	1人	0人	0人	1人
ストマ（人工肛門・人工膀胱）	0人	0人	0人	0人
服薬管理	2人	2人	3人	7人
その他	2人	0人	1人	3人
なし	3人	6人	1人	10人
合 計	11人	9人	5人	25人

問19 今後3年間で希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればいいと思しますか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
在宅で医療ケアなどが必要な分、受けられること	1人	0人	0人	1人
障がい者に適した住居の確保	4人	2人	1人	7人
必要な在宅サービスが適切に利用できること	1人	0人	1人	2人
生活訓練等の充実	0人	1人	3人	4人
経済的な負担の軽減	4人	2人	3人	9人
相談対応等の充実	2人	2人	3人	7人
地域住民等の理解	1人	1人	0人	2人
情報の取得利用や意思疎通についての支援	1人	3人	0人	4人
その他	0人	0人	0人	0人
合 計	14人	11人	11人	36人

問20－1 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
①毎日外出する	4人	4人	0人	8人
②1週間数回外出する	5人	3人	3人	11人
③月に1～3回程度外出する	1人	3人	1人	5人
④月に1回も外出しない	1人	0人	1人	2人
合 計	11人	10人	5人	26人

## 問20-2 あなたが外出するときの主な同伴者は、どなたですか。

(問20-1で①から③と答えた方にお聞きします。)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
親	1人	4人	1人	6人
配偶者・パートナー	1人	0人	2人	3人
子、孫、兄弟・姉妹と その配偶者	1人	0人	0人	1人
祖父母	0人	0人	0人	0人
その他の親族	1人	0人	0人	1人
友人・知人	0人	1人	0人	1人
ホームヘルパーや施設 の職員	1人	2人	0人	3人
ひとりで外出する	5人	3人	1人	9人
合 計	10人	10人	4人	24人

## 問20-3 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

(問20-1で①から③と答えた方にお聞きします。)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
通勤・通学・通所	3人	4人	1人	8人
訓練やリハビリに行く	1人	0人	1人	2人
医療機関への受診	5人	4人	2人	11人
買い物に行く	4人	7人	3人	14人
友人・知人に会う	0人	1人	1人	2人
趣味やスポーツをする	0人	1人	0人	1人
グループ活動に参加する	0人	0人	0人	0人
散歩に行く	0人	2人	1人	3人
その他	3人	1人	0人	4人
合 計	16人	20人	9人	45人

## 問20-4 あなたが外出するときに必要な補装具はありますか。

(問20-1で①から③と答えた方にお聞きします。)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
歩行用補助杖（松葉杖含む）	1人	0人	0人	1人
盲人用安全杖	0人	0人	0人	0人
車いす	2人	1人	0人	3人
電動車いす	0人	0人	0人	0人
補聴器	1人	0人	0人	1人
義手・義足・補高靴	0人	0人	0人	0人
何も利用しない	5人	9人	3人	17人
その他	1人	0人	0人	1人
合 計	10人	10人	3人	23人

## 問20-5 あなたが外出するときに利用することのある交通手段はどれですか。

(問20-1で①から③と答えた方にお聞きします。)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
徒歩（車いす等含む）	0人	1人	0人	1人
自転車	0人	0人	0人	0人
オートバイ	0人	0人	0人	0人
自分で運転する車いす対応などの障害者用自動車	0人	0人	0人	0人
自分で運転する自動車	5人	0人	2人	7人
家族などが運転する車いす対応などの障害者用自動車	0人	0人	0人	0人
家族などが運転する自動車	1人	5人	4人	10人
路線バス	0人	2人	0人	2人
施設などの送迎バス	3人	3人	0人	6人
障害者用の移動車	0人	0人	0人	0人
タクシー	0人	0人	0人	0人
その他	1人	0人	0人	1人
合 計	10人	11人	6人	27人

問20－6 障害のある方が外出しやすくするために、どんなことが必要だと思いますか。(問20-1で①から③と答えた方にお聞きします。)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
外出時の介助者の支援	1人	4人	1人	6人
手話通訳者・要約筆記者の派遣	0人	1人	0人	1人
歩道や出入り口などの段差の整備	2人	0人	1人	3人
障害者専用駐車場の整備	1人	0人	0人	1人
点字ブロックの敷設	0人	0人	1人	1人
視覚障害者用の信号の設置	0人	0人	0人	0人
わかりやすい案内表示の設置	0人	2人	1人	3人
エレベーター・スロープ・自動ドアの設置	1人	0人	1人	2人
通路・階段の手すりの設置	1人	0人	1人	2人
公共施設の障害者用スペースや車いすの常設	0人	0人	0人	0人
障害のある人の利用しやすいトイレの設置	2人	1人	0人	3人
ノンステップバスなどの利用しやすい交通手段の充実	0人	1人	0人	1人
交通費助成の充実	1人	1人	1人	3人
その他	1人	0人	0人	1人
合 計	10人	10人	7人	27人

問21 どのような勤務形態で働いていますか。(働いている方にお聞きします。)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
正社員で他の職員と勤務条件等に違いはない	2人	1人	0人	3人
正社員で短時間勤務等の障害者配慮がある	0人	0人	0人	0人
パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣社員	2人	1人	1人	4人
自営業、農林水産業など	0人	1人	1人	2人
その他	1人	0人	0人	1人
合 計	5人	3人	2人	10人

問22 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

(働いていない方にお聞きします。)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
仕事をしたい	2人	1人	1人	4人
仕事をしたいけれどもできない	3人	3人	2人	8人
仕事をしたくない	1人	0人	0人	1人
合 計	6人	4人	3人	13人

問23 収入を得る仕事に就くために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
すでに職業訓練を受けている	0人	0人	1人	1人
職業訓練を受けたい	3人	1人	2人	6人
職業訓練を受けたくない、受け る気はない	6人	3人	1人	10人
合 計	9人	4人	4人	17人

問24 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
通勤手段の確保	4人	4人	1人	9人
勤務場所におけるバリアフリー等 の配慮	0人	0人	0人	0人
短時間勤務や勤務日数等の配慮	2人	2人	2人	6人
勤務時間や日数が体調に合わせて 変更できること	3人	3人	4人	10人
在宅勤務の拡充獣医師	1人	0人	0人	1人
職場の障害者理解	2人	4人	1人	7人
職場の上司や同僚に障害の理解が あること	3人	4人	0人	7人
職場で介助や援助等が受けられ ること	1人	3人	0人	4人
具合が悪くなった時に気軽に通院 できること	1人	3人	2人	6人
就労後のフォローなど職場と支援 機関の連携	2人	1人	1人	4人
企業ニーズに合った就労訓練	0人	0人	0人	0人
仕事についての職場外での相談 対応、支援	2人	0人	1人	3人
その他	0人	0人	0人	0人
合 計	21人	24人	12人	57人

問25－1 あなたは、日常生活や職場で困ったことなどを相談する相手がいますか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
いる	6人	7人	3人	16人
いない	2人	1人	1人	4人
相談する必要がない	2人	0人	0人	2人
合 計	10人	8人	4人	22人

問25－2 相談する相手はどなたですか。(問25-1でいると答えた方にお聞きします。)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
家族や親せき	6人	3人	2人	11人
友人・知人	1人	1人	0人	2人
近所の人	0人	0人	0人	0人
職場の上司や同僚	0人	1人	0人	1人
施設の指導員など	0人	4人	0人	4人
ホームヘルパー	0人	0人	0人	0人
障害者団体や家族会	0人	0人	0人	0人
かかりつけの医師や看護師	1人	2人	1人	4人
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	0人	0人	1人	1人
民生委員・児童委員	0人	0人	0人	0人
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	0人	1人	0人	1人
相談支援事業所などの民間の相談窓口	0人	2人	0人	2人
社会福祉協議会	0人	2人	0人	2人
役場の相談窓口	1人	1人	0人	2人
その他	0人	0人	0人	0人
合 計	9人	17人	4人	30人

問26 あなたは、障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	3人	1人	1人	5人
県や村の広報・パンフレット・ちらし	2人	2人	0人	4人
インターネット	2人	1人	0人	3人
家族や親せき、友人・知人	1人	0人	1人	2人
サービス事業所の人や施設職員	0人	4人	1人	5人
障害者団体や家族会(団体の機関紙など)	0人	1人	0人	1人
かかりつけの医師や看護師	1人	1人	2人	4人
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	1人	0人	2人	3人
民生委員・児童委員	0人	0人	0人	0人
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	0人	1人	0人	1人
相談支援事業所などの民間の相談窓口	0人	2人	0人	2人
社会福祉協議会	0人	3人	0人	3人
役場・保健所・児童相談所の相談窓口	4人	1人	1人	6人
その他	0人	1人	0人	1人
合 計	14人	18人	8人	40人

問27 今後3年間の間に、利用したい福祉サービスに○をつけてください。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
居宅介護（ホームヘルプ）	0人	0人	0人	0人
重度訪問介護	0人	0人	0人	0人
同行援護	1人	0人	1人	2人
行動援護	0人	2人	0人	2人
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人
短期入所（ショートステイ）	0人	1人	0人	1人
療養介護	0人	0人	0人	0人
生活介護	0人	1人	0人	1人
施設入所支援	1人	3人	0人	4人
自立生活援助	0人	0人	0人	0人

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
共同生活援助 (グループホーム)	0人	1人	0人	1人
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	0人	0人	0人	0人
就労移行支援	1人	1人	1人	3人
就労継続支援（A型・B型）	0人	1人	1人	2人
就労定着支援	0人	0人	0人	0人
相談支援	3人	2人	1人	6人
児童発達支援	0人	1人	0人	1人
医療型児童発達支援	0人	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	0人	1人	0人	1人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人	0人
保育所等訪問支援	0人	0人	0人	0人
福祉型児童入所支援	0人	0人	0人	0人
医療型児童入所支援	0人	0人	0人	0人
合 計	6人	14人	4人	24人

問28－1 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
①ある	2人	2人	2人	6人
②少しある	2人	1人	1人	4人
③ない	6人	4人	2人	12人
合 計	10人	7人	5人	22人

問28－2 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。

（問28-1で①または②と回答した方にお聞きします。）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
学校・仕事場	3人	1人	2人	6人
仕事を探すとき	0人	0人	0人	0人
外出先	1人	2人	0人	3人
休日など余暇を楽しむとき	1人	0人	1人	2人
病院などの医療機関	0人	1人	0人	1人
住んでいる地域	3人	1人	1人	5人
その他	0人	0人	0人	0人
合 計	8人	5人	4人	17人

## 問29 成年後見制度についてご存知ですか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
名前も内容も知っている	3人	3人	1人	7人
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	3人	2人	1人	6人
名前も内容も知らない	4人	3人	2人	9人
合 計	10人	8人	4人	22人

## 問30 あなたは、火事や地震等の災害時に1人で避難できますか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
できる	6人	2人	1人	9人
できない	2人	4人	2人	8人
わからない	3人	3人	2人	8人
合 計	11人	9人	5人	25人

## 問31 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
いる	4人	4人	1人	9人
いない	4人	3人	2人	9人
わからない	3人	1人	2人	6人
合 計	11人	8人	5人	24人

## 問32 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
投薬や治療が受けられない	8人	4人	3人	15人
補装具の使用が困難になる	0人	0人	0人	0人
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	0人	0人	0人	0人
救助を求めることができない	1人	4人	0人	5人
安全なところまで、迅速に避難することができない	4人	3人	2人	9人
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	2人	4人	1人	7人
周囲とコミュニケーションがとれない	1人	4人	2人	7人
避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	3人	2人	1人	6人
その他	0人	0人	0人	0人
特になし	3人	2人	1人	6人
合 計	22人	23人	10人	55人

## 問33 あなたは災害時の対策を立てていますか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	総計
家族、地域の人などと避難方法を決めている	2人	2人	0人	4人
近所の人、ボランティアの人たちに災害時の手助けを頼んである	0人	0人	0人	0人
食料や水などの防災用品を用意している	0人	0人	1人	1人
必要な補装具、医療器具などは安全な場所に保管してあり、すぐに持ち出せる	1人	0人	0人	1人
補装具や医療器具などの規格・サイズ・販売会社などがわかるものを用意している	0人	0人	0人	0人
家具に転倒防止の対策をしている	1人	0人	0人	1人
家に消火器がある	5人	3人	0人	8人
家に火災報知器がある	2人	2人	1人	5人
避難場所がわかる	0人	0人	0人	0人
特に対策を立てていない	1人	2人	3人	6人
合 計	12人	9人	5人	26人

## 新郷村障害者地域自立支援協議会委員名簿

職名	氏名	分野	所属
会長	木村 良一	社会福祉関係者	新郷村社会福祉協議会 会長
副会長	熊谷 誠悦	障がい当事者	
委員	石森 友子	障がい当事者	
委員	大西 祐子	障害者福祉施設関係者	多機能型障害福祉サービス事業所 移山寮 施設長
委員	湖東 正美	障害者福祉施設関係者	社会福祉法人 サポートセンター虹 理事長
委員	森 富茂子	障害者福祉施設関係者	公益財団法人 こころすこやか財団 地域生活支援センター 青明舎 センター長
委員	川代 俊子	保健医療関係者	新郷村国民健康保険診療所 看護師長
委員	福山 佐登志	行政関係者	新郷村教育委員会 総務課長

## 事務局

福山 徹	新郷村厚生課 課長
保土沢 京子	新郷村厚生課 課長補佐兼環境・保健衛生係長
伊調 敬史	新郷村厚生課 主幹





令和6年3月

第7期新郷村障がい福祉（第3期新郷村障がい児福祉）計画

発行 〒039-1801 青森県三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢坂ノ下 17-1

新郷村役場 厚生課

電話 (0178) 61-7555 (代) FAX (0178) 61-7575